

令和3年9月定例会 総括審査会

水野 透 委員



委員	水野 透
所属会派 (質問日現在)	自由民主党
定例会	令和3年9月
審査会開催日	令和3年10月7日(木)

水野透委員

自由民主党議員会の水野透である。通告に基づき質問する。

まず、発達障害児等の支援についてである。

新型コロナウイルス感染症下においては、新たな働き方として在宅等での勤務が増えている。このことは、感染症対策はもとより、通勤時間の短縮や家庭で過ごす時間が増えるなど、私たちのライフスタイルに好影響をもたらす一方、子供たちと過ごす時間が増えることで適切な距離感を保てず、子供も保護者もこれまでになかったストレスを感じ、親子間でのトラブルに発展してしまうことが危惧されている。こうした状況は、特に発達障害児の親が強く感じると考えており、そうならないよう、発達障害児の保護者への適切な支援が必要である。

そこで、県は発達障害児の保護者への支援にどのように取り組んでいくのか。

こども未来局長

子供の行動への理解を深め適切に対応するため、県内7か所において保健師や保育士等と共に研修を受講してもらい、互いに信頼関係を築きながら地域で支える体制づくりを進めている。

引き続き、こうした研修を丁寧に行い、家庭において安心して子育てができるよう、保護者への支援に取り組んでいく。

水野透委員

発達障害は、その特性や関わり方についての一般的な理解がまだ十分ではなく、子供が成長していく過程において障害に気づくことが多い。また、どこに相談すればよいか分からない保護者も多くいるのではないかと感じており、こうした保護者の不安を解消するため、発達障害の早期発見が望まれるところである。

そこで、県は発達障害の早期発見に向けてどのように取り組んでいくのか。

こども未来局長

身近な地域で一定水準の診療を受けられることが重要であることから、子供の成長に応じた特性の捉え方等について、かかりつけ医を対象とした専門研修を実施し、発達障害への対応力向上に努めている。

引き続き、身近な地域で的確に対応できるよう、研修の充実を図りながら発達障害の早期発見と早期支援に向けて取り組んでいく。

水野透委員

先月、日本精神科病院協会が、民間の精神科病院における新型コロナウイルス感染症の実情に関する調査を行い、入院中に感染症を発症した患者のうち、200名以上が感染症患者受入れ医療機関への転院を要請しても転院できず亡くなってしまったとの結果を発表した。医療提供体制が逼迫している理由だけでなく、精神疾患を持つ患者のため転院を拒まれた

例もあったとのことである。

精神疾患を持つ患者の生命と健康を守るためには、必要な医療の提供が、感染症医療、精神医療の両面から円滑に行われる体制を確保しておくことが重要である。

そこで、精神疾患を持つ患者が感染した場合の医療提供体制の確保について、県はどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

精神症状が重い患者については、精神科医療機関を含め5か所の入院受入れ医療機関を確保し、入院対応としている。また、精神症状が軽い患者については、一般のコロナ患者受入れ医療機関での入院対応としているほか、軽症や無症状の場合は、状況に応じ宿泊療養や自宅療養としている。

引き続き、精神疾患を持つ患者への医療提供体制の確保に取り組んでいく。

水野透委員

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてである。

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、重症化リスクを下げるのが期待されているワクチン接種が、県民の間に着々と進んでいる。私も1回目を接種し、今定例会の閉会後に2回目を接種する予定である。

本県をはじめ全国で猛威を振った第5波への対策として県が実施した、非常事態宣言に基づくまん延防止等重点措置や県独自の集中対策などの効果もあって感染者数は減少傾向となっており、現在の感染状況は落ち着きを見せている。一方で、ワクチン接種をしてもその予防効果が減っていくことや、これから年末年始にかけて人の流れが増えることで、感染者数が増加に転じるであろうと予想する専門家もいる。第6波の到来を断言することはできないが、県民、事業者が基本的な感染防止対策をしっかりと取っていくことが求められており、そのためにも対策を呼びかける情報発信が一層重要であると考えます。

そこで、県は基本的な感染防止対策の徹底に向けた情報発信の強化にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

感染状況や感染対策に関する情報に加え、若年層のワクチン接種を促進するためSNSを活用したデジタル広告を展開したほか、県民が県外に移動する際の参考となるよう、各都道府県における外出自粛等の独自対策を取りまとめ、10月1日からホームページ上で公表を開始するなど、発信方法の工夫や内容の充実を図りながら感染防止対策の徹底に取り組んでいく。

水野透委員

第5波において首都圏では、感染者数が大幅に増加した時期に、高齢者や有症状者、基礎疾患がある患者なども自宅療養させられるとの報道があった。一方、本県においては、患者数の急増に伴い入院病床が逼迫したことにより、宿泊療養施設のほか自宅療養の患者も増えたようだが、入院が必要な患者が入院できないことはなかったと聞いている。しかし、今後起こる可能性のある第6波が想定を超えるほどの大きな感染拡大であった場合は、自宅療養者が大幅に増加するのではないかと懸念している。

そこで、どのような患者を自宅療養の対象としているのか、県の考えを聞く。

保健福祉部長

療養の基本は入院とし、症状等に応じて宿泊療養施設を活用する中、医師の判断の下、若い世代の無症状者または軽症者、基礎疾患がないなど重症化リスクのない患者について、自宅環境や家族状況を踏まえ、自宅療養の対象としている。

水野透委員

第5波の対応として、入院先が決まるまで一時的な受入れを行う入院待機ステーションを設置したと聞いている。

そこで、入院待機ステーションの受入れ状況について聞く。

保健福祉部長

入院待機ステーションは、最大5人を受け入れられる施設としていわき市に設置し、これまで1人を受け入れた。

水野透委員

第5波では急激に感染者数が増加し、他県では症状が悪化しても入院できないなどの事例もあったため、本人の症状に応じて適切な療養が行える受入れ先を確保していくことが求められる。

そこで、県は今後の感染拡大に備え、療養体制の強化にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

療養体制については、感染者急増時に備えた計画を大幅に上回る入院病床と宿泊療養施設の部屋数を確保しており、今後は、第5波を超える感染拡大が生じる可能性があることを前提に療養体制の再点検を進め、病床確保はもとより、宿泊療養施設の効率的な運用による受入れ規模の拡大など、体制強化に取り組んでいく。

水野透委員

次に、安心して暮らせる地域づくりについて、我が会派の代表質問の内容に関連して聞く。

県民の防災意識の向上について、日頃から自分や家族等の避難行動を考えるマイ避難の取組が重要であるとの答弁があったが、マイ避難をより実効性のあるものとするためには、実際の災害時に地域の正しい情報を早く入手することが必要と考える。テレビやラジオは有効な手段ではあるが広域的な情報が多く、また、自分の地域の情報が放送されたとしても、それを聞き逃してしまうと次にいつ放送されるか分からない。

地域の避難情報等の伝達手段として、防災行政無線からの屋外スピーカーによる発信があるものの、私が経験した令和元年東日本台風の際は、スピーカーからの声が全く聞き取れなかった。台風などの大雨や強風時は、屋外スピーカーからの呼びかけだけでは避難指示が伝わらず、逃げ遅れる事態につながりかねない。

市町村では、防災行政無線の戸別受信機を貸し出すなどの取組を行っていると聞いている。屋内でもはっきり聞こえる戸別受信機が、災害時の情報伝達手段として最も有効であると考えます。

そこで、災害時の情報伝達手段として、戸別受信機を整備している市町村数を聞く。

危機管理部長

防災行政無線以外の方法によるものを含め、10月1日時点で52市町村である。

水野透委員

令和元年東日本台風では、犠牲者の65%が65歳以上の高齢者だった。高齢者の中にはスマートフォンやインターネットを使用しない世帯が一定数いると想定され、また、携帯電話も所有していない可能性や、所有していても使い方が不慣れであることも想定される。そういった高齢者世帯にも、逃げ遅れをなくす方法や避難の必要があることを確実に伝える手段として、高齢者世帯を中心に戸別受信機を整備、普及をさらに進めていく必要があると考える。

そこで、県は戸別受信機を整備について、市町村をどのように支援していくのか。

危機管理部長

戸別受信機等の整備については、国に対し、地域防災力向上のための財源措置として緊急防災・減災事業債の恒久化や拡充を要望してきたところであり、今年度から事業期間が延長された。

県としては、国の財政措置について様々な機会を通じて市町村に周知するとともに、通信技術に関する助言を行うなど、災害時の情報伝達手段の整備に向けた市町村の取組を支援していく。

水野透委員

次に、児童虐待についてである。

大阪府で3歳の男児が熱湯をかけられ亡くなる大変痛ましい事案が発生した。報道によると、以前から市に相談が複数回寄せられており、何度も家庭訪問していたようだが、結果として、幼く尊い命を守ることはできなかった。

危険性の判断や児童相談所との連携に問題があったのではないかとされており、児童虐待については、見守りを行う行政側がしっかり連携して対応する必要があると考えている。

そこで、県は児童虐待の対応について、市町村とどのように連携して取り組んでいるのか。

こども未来局長

児童虐待への対応については、児童相談所と市町村が情報を共有し、慎重にリスクを見極めた上で、連携と役割分担を図りながら対応していくことが重要である。

このため、日常的な相談状況の共有をはじめ、市町村が担うケースには児童相談所が適切に助言及び支援を行っているところであり、今後とも相互に緊密に連携しながら、児童虐待防止と対策にしっかりと取り組んでいく。

水野透委員

次に、私立高校生への就学支援についてである。

本県の私立高校は、建学の精神の下、それぞれ特色ある教育を展開し、本県の学校教育において重要な役割を果たしており、現在1万人を超える生徒が学んでいる。しかし、県立高校と私立高校の授業料を比較すると、私立高校へ通学する世帯の経済的負担が大きいことから、以前は私立高校を希望しても進学を断念せざるを得ないとの課題があった。

このため、国では平成26年度に高等学校等就学支援金制度を改正し、授業料が所得に応じて減免されるようになり、令和2年度からは同制度が拡充され、私立高校授業料の実質無償化がスタートした。これにより私立高校に通う生徒への支援が手厚くなり、私立高校生を持つ世帯にはこれまで以上に大きな負担軽減につながっている。

この制度は、全日制私立高校の場合、年収約910万円未満の世帯に対し、公立高校の授業料相当額である年間11万8,800円が支援され、さらに年収が約590万円未満の世帯に対しては加算措置が取られ、全国の私立高校の平均授業料相当額である39万6,000円を上限として支援されるものである。

そこで、令和2年度における全日制的私立高校生に対する国の就学支援金の支給状況を聞く。

総務部長

本県では、約8割の生徒が支給を受けている。

水野透委員

国の就学支援金制度には上限額があるため、低、中所得世帯では、家庭状況によっては経済的負担が大きいと考えられる。本県を担う子供の未来をつくるため、家庭状況にかかわらず希望する私立高校を選択できるよう、さらなる支援が必要である。

そこで、県は全日制的私立高校を対象とする低、中所得世帯の授業料負担軽減にどのように取り組んでいるのか。

総務部長

本県独自の負担軽減の取組については、年収約450万円以下の世帯に対し、授業料が国の就学支援金上限額である年間39万6,000円を超える場合には、その差額を加算額として支給しているほか、国の制度では年収約590万円を境に支給額が大きく減ることから、年収約590万円以上約620万円未満の世帯には、国の支給額11万8,800円に加え、13万8,600円を加算して支給している。

水野透委員

次に、国営総合農地開発事業母畑地区の支援についてである。

国営総合農地開発事業母畑地区は、事業期間が昭和42年から平成9年までの約30年間にわたる事業だったが、農家負担金の償還は現在も続いており、農産物価格の低迷や受益農家の高齢化などを背景に、償還金の支払いが困難となる状況が生じている。

そのような中、2021年産米の概算金が確定し大きな減額となったため、多額の償還未収金を抱える土地改良区はさらに厳しい運営が予想される。農家の営農意欲の維持や主食である米の安定供給には、農業用水の確保が不可欠であり、農業水利施設を管理する土地改良区の財政基盤が未収金の増額等により弱体化すると、補修、更新の際に受益農家にさらなる負担を求めなければならなくなるおそれがある。

そこで、県は母畑地区土地改良区の運営基盤の強化に向け、どのように支援していくのか。

農林水産部長

母畑地区の土地改良区については、未収金により土地改良区の運営費や事業資金が不足していることから、令和元年度に創設した無利子の貸付制度の活用による財政基盤の改善を通じて、土地改良区の健全な運営を支援していく。

水野透委員

国営総合農地開発事業母畑地区は、千五沢ダムを水源として、揚水機場や管水路など多数の農業水利施設により地域全域に用水を供給しているが、事業完了から20年以上が経過し、施設の老朽化による突発的な漏水や度重なる災害の発生により、維持管理費が大きな負担となっている。

しかし、農家負担金の償還は現在も続いており、農産物の価格低迷の影響を大きく受けている受益農家にさらなる負担を求めることは困難な状況である。

そこで、県は母畑地区の農業水利施設の補修、更新をどのように支援していくのか。

農林水産部長

母畑地区の農業水利施設については、老朽化した基幹的な施設の補修、更新を順次支援してきた。また、令和元年度からは、機能保全計画に沿った末端施設における工事について、県が主体となり国の補助制度を活用して実施し、受益農家の負担軽減を図っているが、今後も引き続き補修、更新を支援していく。

水野透委員

近年50年間の農産物輸入自由化や需給動向の変化、そして今年の米価格低下を受け、維持管理費や施設更新の支援だけでなく、農家の所得確保も重要である。

そこで、母畑地区における受益農家の収益性の向上が必要と思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

ニンジン、イチジク等低コストで安定した収入が得られる作物の導入に向け、栽培技術の習得や加工品開発への支援を行っている。加えて、生産基盤の整備や農地の利用集積、栽培実証により、遊休化した畑地の有効活用を進め、受益農家の収益性向上につなげていく。

水野透委員

次にスポーツの振興についてである。

さきに開催された東京2020オリンピック・パラリンピックでの、須賀川市出身の相澤晃選手をはじめとする、過去最多出場となった本県関係選手による決して最後まで諦めない全力プレーは、県民に元気と勇気、そして感動を与えてくれた。スポーツの持つすばらしさを改めて感じたところであり、今後もオリンピック・パラリンピックをはじめ、世界の舞台上で活躍できる選手を育てていくことが必要であると考えている。

そこで、県は国際大会で活躍できる選手の育成にどのように取り組んでいくのか。

文化スポーツ局長

活躍が期待できる競技団体が行う強化合宿への支援を通して集中的な強化を図るとともに、競技力が高く将来有望な選手を指定し、日本を代表するコーチから指導を受けることができる強化練習会や国際大会への参加を支援している。

今後も関係団体と連携を図りながら、世界の舞台上で活躍できる選手の育成に努めていく。

水野透委員

今後は、オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツに対する機運の高まりを捉え、誰もが、いつでもどこでも親しむことのできる生涯スポーツの振興へとつなげていく必要がある。

そこで、県は生涯スポーツの振興にどのように取り組んでいくのか。

文化スポーツ局長

誰もが身近な場所でスポーツに取り組める総合型地域スポーツクラブなどへの支援や各種スポーツイベントの開催、スポーツ活動を支えるボランティアの育成などに取り組んでいる。

今後も、市町村や関係団体と連携し、スポーツをする、見る、支える環境づくりに取り組み、生涯スポーツの裾野拡大

に努めていく。

水野透委員

次に、県有財産の在り方についてである。

少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加など、地方財政をめぐる環境は厳しさを増している。今後、さらに厳しい財政状況が予想されることから、使用しなくなった県有施設や県有地については、有効活用を図るか、活用できないのであれば早急に処分し、財政負担の軽減と収入確保を図ることが重要と考える。

そこで、県は未利用財産の処分についてどのように取り組んでいるのか。

総務部長

未利用財産については、昨年度までの過去10年間で55件を売却し、約21億円の歳入を確保している。今後とも、利用見込みのない土地や建物については、処分条件が整ったものから売却を進め、歳入の確保に取り組んでいく。

水野透委員

本県の施設は高度成長期に建てられたものが多く、県有施設を引き続き使用していくに当たっても、維持管理や更新等にかかる費用が今後大きく膨れ上がり、県の財政を圧迫することが懸念される。さらに、少子高齢化等社会情勢の変化から、施設に対する県民の利用需要も変化している。

このような財政状況や社会情勢の変化を踏まえると、県民のニーズに合う県有施設などは継続し、合わないものは縮小、廃止するなど長期的視点で施設の在り方を検討していくべきである。

そこで、長期的視点による県有施設の在り方について、県の考えを聞く。

総務部長

今後予想される利用需要の変化を踏まえ、県が保有する全ての施設を対象に、長期的視点の下、更新、統廃合、長寿命化を図るための福島県公共施設等総合管理計画を策定している。今後とも、この計画に基づき、県民のニーズや費用対効果を意識した効率的な施設の管理について、全庁的に取り組んでいく。

水野透委員

次に、市町村のまちづくり支援についてである。

本県も少子高齢化社会を迎えているが、自分の育った地域で仕事をして家庭を持つことは人口流出を抑制する1つの手段であると考えられる。しかし、実家から独立して家庭を持つ場合、地元に住居適地がなく、別の市町村に分譲地などを購入する若者世代が多いことも事実である。その一方、生まれ育った地域で家庭を持ちたいと考えている若者も相当数存在するはずである。

その受皿として、市町村が自ら主体となっていく土地区画整理事業は、道路などの公共施設の整備が適切に行われるとともに、良好な住宅用地が確保できる非常に有効な事業である。その一方で、完成までに多額の事業費と長い年月が必要であり、土地の取引が活発ではないこと、土地の値段が上がらないことなども事業箇所が増えない原因として考えられている。私の地元である須賀川市でも、数年前まで土地区画整理事業を実施していたが、現在は行われていない。

そこで、市町村が現在実施している土地区画整理事業の箇所数を聞く。

土木部長

鏡石町の鏡石駅東第一地区など3市4町の11か所である。

水野透委員

県は、市町村が行う土地区画整理事業をどのように支援していくのか。

土木部長

土地区画整理法に基づく事業計画の策定や、事業区域内の幹線道路の整備に対する国の交付金等の活用などの際に必要な技術的助言を行っている。

引き続き、市町村の意向を踏まえ、きめ細かな支援に取り組んでいく。

水野透委員

次に、移住促進についてである。

少子高齢化、人口減少対策として、人口の県外流出を抑えることと併せて、県外からの移住者を本県に呼び込むための取組を推進すべきである。コロナ禍においてテレワークが普及し、首都圏を中心に地方生活への関心が高まっていることを好機と捉え、本県の魅力を積極的に発信していくことにより本県への移住を促進していくことが重要と考える。

そこで、県は移住促進に向け、どのように情報発信していくのか。

企画調整部長

移住促進のための情報発信については、首都圏との近接性や豊かな自然に囲まれた生活環境など本県の移住先としての魅力を、首都圏を中心にターゲットを意識しながら有意義な情報として刺さるよう、しっかり届けていくことが重要と考えている。

このため、移住ポータルサイトやSNS等による、ベースとなる情報発信とともに、市町村や民間団体と連携し、仕事や住まい、子育て環境等、移住希望者のニーズに応じた様々なテーマのセミナーを開催するなどして積極的に情報発信していくが、他県も同様なことを考え競争状態にあることから、相対的に本県の情報発信が映えるよう、他県の情報収集にも力を入れていきたいと考えている。

水野透委員

次に、循環型社会の形成についてである。

2001年7月7日から9月30日まで須賀川市で開催されたうつくしま未来博は、循環型社会や環境問題など20世紀社会の課題を乗り越え、21世紀のライフスタイルを提案した、日本初の森の中の博覧会であった。今年は開催から20年目の節目の年に当たるものの話題になることはあまりなく、地元の須賀川市民としては寂しさも感じているが、今日、うつくしま未来博の精神を継承する循環型社会の考え方はますます重要となっている。本県として、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指し、二酸化炭素排出の削減、ごみの発生抑制などに取り組んでいくことが必要であると感じている。

現在、福島県循環型社会形成推進計画を改定中と聞いているが、県は循環型社会形成の推進にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

循環型社会の形成については、福島県循環型社会形成推進計画に、自然循環の保全、適正な資源循環の確保、心の豊かさを重視した賢い生活様式等への転換の3つのビジョンを掲げ取り組んできたところであり、次期計画では新たにSDGs達成の視点等も踏まえ、地球温暖化対策の充実強化や廃棄物等の排出抑制及びリサイクル促進等に、あらゆる主体と連携しさらに取り組むなど、持続的発展が可能な循環型社会の実現に向けた取組を一層推進していく。

水野透委員

ここに1冊のノートがある。水野ノートと呼んでおり、平成6年に市役所に採用されて以来、住民の声を30年近く書き留めている。これは私の財産である。これからも県議会を通し、一般質問などの機会に執行部には様々な質問をするが、私の声を通してはいるものの県民の要望でもあるため、今後とも前向きな答弁をよろしく願う。

以上で私の総括審査会の質問を終了する。